

市意見の概要

1 届出の概要

店 舗 名 称：(仮称) 新静岡再開発ビル

届 出 日：平成 22 年 2 月 16 日

届 出 内 容：法第 5 条第 1 項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

北街道北進来店車両について、北街道右折禁止対策について具体的に示してほしい。また、右折を規制するより右折来店の方が効率的ではないか。

届出計画及び大店立地法第 14 条に基づく報告等によると、広告チラシ、店舗パンフレット、ホームページ等に来店経路を掲載するとともに、北街道の右折来店を禁止する旨を掲載することが示されている。また、出入口 1 に北街道右折入庫抑制の看板を設置することが示されている。

また、オープン時には、交差点に配置する交通整理員がプラカードによる来店車両の誘導を行うことが示されている。

さらに、右折入庫車両が出てきた場合の対応として、入口付近で右折入庫禁止のチラシを配布し、来店車両に対して周知を行う対策が示されている。

また、右折レーンの短い北街道が北進右折での来店により直進車両の通行を阻害して渋滞が発生する恐れがあることから、来店経路に設定していない。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。

No.2入口は荷捌き車両の出入口にもなっていることから、通勤・通学の歩行者に配慮した交通整理員の配置にして欲しい。他の方法としてB棟内部を利用した歩行者用通路の確保も検討して欲しい。

届出計画及び大店立地法第14条に基づく報告等によると、B棟内部の歩行者用通路については、空間の確保や管理上の問題により確保ができないが、No.2入口は平常時においても、通勤・通学の歩行者に配慮し、7:30から18:00まで交通整理員を配置し、歩行者の安全確保に配慮した計画が示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。

No.3出口に交通整理員は配置しないのか。配置しない場合の右折出庫車両の抑制対策について示して欲しい。

届出計画及び大店立地法第14条に基づく報告等によると、No.3出口は路面表示、若しくは、案内看板により、左折出庫を周知する対策が示されている。また、No.3出口を右折出庫しようとする車両をNo.1出口へ誘導させるために、駐車場内において案内表示を行うことにより、右折出庫を抑制する対策が示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。

駐輪場及び提携駐車場の誘導方法について示して欲しい。

大店立地法第14条に基づく報告等によると、駐輪場の位置や利用方法についてホームページ等に掲載することで来店者に事前に周知する対策が示されている。また、各方面から来店した際に、駐輪場の位置が分かるように敷地内に設置した案内板により誘導する対策が示されている。

オープン時は交通整理員が巡回し駐輪場へ誘導する対策が示されている。

さらに、店舗周辺に放置自転車が氾濫する場合は、路上駐輪されやすい場所へ警告看板を設置する対策や自転車整理員を配置する対策が示されている。

提携駐車場についても、駐車場の位置をホームページ等に掲載することで、来店者に事前に周知する対策が示されている。

また、敷地内駐車場が満車になる場合には、交通整理員が提携駐車場への経路が記載されたチラシを来店車両に配布して提携駐車場への誘導を行う対策が講じられている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。

鷹匠第一踏切付近の誘導方法及び安全確保対策について示して欲しい。

届出計画及び大店立地法第14条に基づく報告等によると、来店車両が鷹匠第一踏切を通過しないように、オープン時に交通整理員を配置にして経路を守らせる対策が示されている。また、オープン時に鷹匠第一踏切付近に交通整理員を配置して、自転車、歩行者の安全に配慮して車両誘導を行う対策が示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。

(仮称)新静岡再開発ビルは、公共交通の要であり、施主、住民、利用者にとってよりよい再開発となることを希望する。

大型小売店舗の特性によるものではなく、法の指針の範囲外であることから、市意見の対象としない。

交通検討は退店ルートを考慮して検証する必要があるのではないか。

届出計画及び大店立地法第14条に基づく報告等によると、交通検討は退店ルートを考慮に入れて検証が行われている。

また、万が一、退店車両が原因となる交通問題が発生した場合は、問題解決に取り組むことが示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。

路上駐輪防止対策について示して欲しい。

届出計画及び大店立地法第 14 条に基づく報告等によると、駐輪場の位置や利用方法についてホームページ等に掲載することで来店者に事前に周知する対策が示されている。また、各方面から来店した際に、駐輪場の位置が分かるように敷地内に設置した案内板により誘導する対策が示されている。

また、オープン時は交通整理員が巡回し駐輪場へ誘導する対策が示されている。

さらに、店舗周辺に放置自転車が氾濫する場合は、路上駐輪されやすい場所へ警告看板を設置する対策や自転車整理員を配置する対策が示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。

災害対策用品の種類、個数、場所を示して欲しい。

災害対策用品の備蓄内容については、法の指針の範囲外であることから、市意見の対象としない。

なお、設置者からの任意報告書により、備蓄内容が決定した際には消防署への届出、及び、近隣自治会に周知することが示されている。

駐車場の警備員の巡回は協力体制ではなく駐車場所有者の管理責任ではないか。

法の指針の範囲外であることから、市意見の対象としない。

なお、設置者からの任意報告書により、店舗内や駐車場内に限らず、出入口や歩道上空地等にも適宜巡回することで、地域の防犯に貢献することが示されている。

公共交通機関の利用促進を図る対策を示して欲しい。

届出計画及び大店立地法第 14 条に基づく報告等によると、オープン時に折り込むチラシ及び鉄道、バスの中吊り広告に混雑防止のため公共交通機関の利用をお願いする旨を掲載することにより来店者に周知する対策が示されている。また、公共交通機関利用者に優遇制度を導入する対策が示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。

交通渋滞が懸念されるため、繁忙時の来店経路を変更して欲しい。また、繁忙時には経路を守らせるための交通整理員を配置して欲しい。

大店立地法第 14 条に基づく報告等によると、混雑回避のため、警察と協議のうえ迂回経路を検討する対策が示されている。また、オープン時は誘導経路の要所に交通整理員を配置し経路を守らせる対策が示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみされていると判断した。

開業前に地元の自治会、商店街を対象とした交通問題についての説明会を開催して欲しい。また、開業後に交通問題等が発生した場合にも協議の場を設置して欲しい。

大店立地法第 14 条に基づく報告等によると、開業前に意見交換の場を設けることが示されており、また、開業後においても、交通問題が発生する場合は協議する場を設けることが示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされていると判断した。